

国立国会図書館職員の分限及び懲戒に関する手続に  
関する件

(平成二十年三月二十七日館長決定第一号)

国立国会図書館職員の分限(定年に係るものを除く。)及び懲戒  
に関する手続については、別に定める場合を除き、政府職員の例に  
準ずるものとする。

附 則

本件は、平成二十年四月一日から施行する。